

報告第28号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年9月2日

つくば市長 五十嵐立青

専決処分第15号

專 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和7年7月10日

つくば市長 五十嵐立青

## 損害賠償額の決定及び和解について

消防施設管理上の瑕疵に係る事故に関し、次のとおり損害賠償額を決定し、和解する。

## 1 事故発生の日時

令和7年2月13日 午後1時30分

## 2 事故発生場所

つくば市谷田部2938番地（つくば市消防団谷田部支団第1分団車庫付近）

### 3 相手方

(1) 住所 つくば市■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■

(2) 氏名 ■■ ■■■

## 4 事故の概要

ホース乾燥塔に吊るされていたホースが強風に煽られ、付近に駐車されていた相手方の車両に複数回にわたり衝突し、破損させたもの

5 損害賠償額

金164,000円

6 和解の概要

- (1) つくば市は、相手方に対し、金164,000円を支払う。
- (2) 相手方は、その余の請求を放棄する。
- (3) つくば市及び相手方は、本件に関し、本和解契約以外には、何らの債権債務のないことを確認する。